



佐賀県公報

平成16年
10月4日
(月曜日) 外
号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (四一・職員課) 一
- 佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

- 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部
を改正する条例

- 佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例

(四三・教育委員会) 七
(四四・港湾課) 八

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 1 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の規定に基づき知事が指定した制限区域に、正当な理由なく立ち入ることを禁止することとした。 (第一五条関係)

○ 条 例

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

● 佐賀県条例第四十一号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例 (平成十二年佐賀県条例第二号) の一部を次のように改正する。

第二条の表第九号の次に次の四号を加える。

九の二 水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号。以下この

号において「法」という。) に基づく事務のうち次に掲げるもの (市町村が設置する専用水道又は簡易専用水道に係る事務を除く。)

- 2 この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。
- 1 佐賀県手数料条例の一部を改正する条例 (条例第四二号)

北方町

- 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部を改正する条例 (条例第四三号)

- 1 北方町立北方小学校杉岳分校が廃校となつたことに伴い、べき地学校の指定を見直すこととした。 (別表第二関係)

イ 法第三十二条の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第五条の規定による施設基準に適合するものであることの確認をすること。

ロ 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一

項の規定による専用水道の給水を開始する旨の届出を受理すること。

ハ 法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定による専用水道の業務の委託の届出を受理すること。

二 法第三十六条第一項の規定により、専用水道の設置者に対して、施設を改善すべき旨を指示すること。

ホ 法第三十六条第二項の規定により、専用水道の設置者に対し、水道技術管理者を変更すべきことを勧告すること。

ヘ 法第三十六条第三項の規定により、簡易専用水道の設置者に対して、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他必要な措置を採るべき旨を指示すること。

ト 法第三十七条の規定により、専用水道又は簡易専用水道の設置者に対して、当該水道による給水を停止すべきことを命ずること。

チ 法第三十九条第二項の規定により、専用水道の設置者から報告を徴し、又は当該職員をして立入検査をさせること。

リ 法第三十九条第三項の規定により、簡易専用水道の設置者から報告を徴し、又は当該職員をして立入検査をさせること。

九の三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるるもの

イ 法第三条第一項の規定により、農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可をすること。

ロ 法第四条第一項の規定により、農地（面積が二ヘクタール以下のものに限る。）を農地以外のものにすることの許可をすること（二以上の市町村の区域にまたがるもの）を除く。）。

ハ 法第五条第一項の規定により、農地（面積が二ヘクタール以下のものに限る。）又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可をすること（二以上の市町村の区域にまたがるもの）を除く。）。

ニ 法第二十条第一項の規定により、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させること（イからニまでの許可に係るものに限る。）。

ホ 法第八十二条第一項の規定により、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させること（イからニまでの許可に係るものに限る。）。

ヘ 法第八十三条の規定により、報告を徴すこと（イからニまでの許可に係るものに限る。）。

ト 法第八十三条の二の規定により、許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずること（ロ及びハの許可に係るものに限るもの）。

佐賀市

<p>九の四 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>イ 法第九十五条第一項の規定により、土地改良事業の認可をすること。</p> <p>ロ 法第九十五条の二第一項の規定による土地改良事業の計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可をすること。</p> <p>ハ 法第一百十三条の二第一項の規定による土地改良事業の工事に着手し、又は工事を完了した旨の届出を受理すること。</p> <p>ニ 法第一百三十二条第一項の規定により、事業に関し報告を徴し、又は業務若しくは会計の状況を検査すること。</p> <p>ホ 法第一百三十四条第一項の規定により、必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>九の五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十四条の二第一項に規定する択伐の届出書を受理すること。</p> <p>ロ 法第三十四条の二第二項の規定により、択伐の計画を変更すべき旨を命ずること。</p> <p>ハ 法第三十四条の三第一項に規定する間伐の届出書を受理すること。</p>	<p>九の四 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>イ 法第九十五条第一項の規定により、土地改良事業の認可をすること。</p> <p>ロ 法第九十五条の二第一項の規定による土地改良事業の計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可をすること。</p> <p>ハ 法第一百十三条の二第一項の規定による土地改良事業の工事に着手し、又は工事を完了した旨の届出を受理すること。</p> <p>ニ 法第一百三十二条第一項の規定により、事業に関し報告を徴し、又は業務若しくは会計の状況を検査すること。</p> <p>ホ 法第一百三十四条第一項の規定により、必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>ハ 法第九条第四項の規定により、土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずること。</p> <p>ハ 法第九条第五項の規定により、同条第四項の規定による措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。</p> <p>ニ 法第二十一条第一項の規定により、土地の試掘等の許可をすること。</p>	
	<p>佐賀市</p>	

<p>二十七 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第九条第一項の規定により、改良地区内における住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第百二十八号）で定める移動の容易でない物件の設置若しくはたい積の許可をすること。</p> <p>ロ 法第九条第四項の規定により、土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずること。</p> <p>ハ 法第九条第五項の規定により、同条第四項の規定による措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。</p> <p>ニ 法第二十一条第一項の規定により、土地の試掘等の許可をすること。</p>	<p>二 法第三十四条の三第二項において準用する法第三十四条の二第二項の規定により、間伐の計画を変更すべき旨を命ずること。</p> <p>ホ 法第三十八条第三項の規定により、造林に必要な行為を命ずること。</p> <p>第二条の表第二十七号を次のように改める。</p>
	<p>佐賀市</p>

第二条の表第二十七号の次に次の二号を加える。

二十七の一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
(平成五年法律第五十二号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第三条の規定により、供給計画の認定をすること。

ロ 法第五条の規定により、認定計画の変更の認定をすること。

ハ 法第八条の規定により、報告を求めるること。

ニ 法第九条の規定により、認定事業者が有していた供給計画の認定に基づく地位を承継することの承認をすること。

ト 法第十条の規定により、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

ヘ 法第十一条第一項の規定により、供給計画の認定を取り消すこと。

ト 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号。チにおいて「省令」という。)第一条第三号の規定により、継続的収入とすることが著しく不適当である場合における入居者及び同居者の所得金額を認定すること。

チ 法第三条の供給計画の認定の基準に係る事務で、省令

で定めるもの

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

佐賀市

2 この条例の施行の際、この条例による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第二条の表第九号の二から第九号の五まで、第二十七号及び第二十七号の二の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為(以下「処分等」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては当該各号の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分等又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に、農地法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第二十条第一項の規定により知事に対してなされた申請に基づく処分等については、施行日以後においても、知事がするものとする。この場合において、これらの規定により知事が処分等をしたときは、当該処分等は、当該処分等の日以後における同法の規定の適用については、改正後の条例第二条の表第九号の三の下欄に掲げる市町村の長がした処分等とみなす。

参考資料

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
事 務	市町村	市町村
(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。	(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。	(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。
九の二 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号。以下この号において「法」という。)の二十九略 北方町		

	改 正 後	改 正 前
事 務	市町村	市町村
(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。	(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。	(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。
九の二 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号。以下この号において「法」という。)の二十九略 北方町		

<p>「法」という。に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町村が設置する専用水道又は簡易専用水道に係る事務を除く。）</p> <p>イ 法第三十二条の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第五条の規定による施設基準に適合するものであるとの確認をすること。</p> <p>ロ 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による専用水道の給水を開始する旨の届出を受理すること。</p> <p>ハ 法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の第三項の規定による専用水道の業務の委託の届出を受理すること。</p> <p>二 法第三十六条第一項の規定により、専用水道の設置者に対して、施設を改善すべき旨を指示すること。</p> <p>ホ 法第三十六条第二項の規定により、専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告すること。</p> <p>ヘ 法第三十六条第三項の規定により、簡易専用水道の設置者に対して、当該簡易専用水道の管理に関する他の必要な措置を採るべき旨を指示すること。</p> <p>ト 法第三十七条の規定により、専用水道又は簡易専用水道の設置者に対して、当該水道による給水を停止すべきことを命ずること。</p> <p>チ 法第三十九条第一項の規定により、専用水道の設置者から報告を徴し、又は当該職員をして立入検査をさせること。</p> <p>リ 法第三十九条第三項の規定により、簡易専用水道の設置者から報告を徴し、又は当該職員をして立入検査をさせること。</p>

<p>九の三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条第一項の規定により、農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可をすること。</p> <p>ロ 法第四条第一項の規定により、農地（面積が二ヘクタール以下のものに限る。）又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可をすることの許可をすること（二以上の市町村の区域にまたがるものに限る。）。</p> <p>ハ 法第五条第一項の規定により、農地（面積が二ヘクタール以下のものに限る。）又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可をすること（二以上の市町村の区域にまたがるものに限る。）。</p> <p>二 法第二十条第一項の規定により、農地又は採草放牧地に係る貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は貸借の更新をしない旨の通知をするとの許可をすること。</p> <p>ホ 法第八十二条第一項の規定により、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させること（イから二までの許可に係るものに限る。）。</p> <p>ヘ 法第八十三条の規定により、報告を徴すこと（イから二までの許可に係るものに限る。）。</p> <p>ト 法第八十三条の二の規定により、許可を徴すこと（イから二までの許可に係るものに限る。）。</p> <p>チ 法第八十三条の二の規定により、許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとるべきこと</p>

佐賀市

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改	正	後
---	---	---

別表第一（第二条関係）

事務	納付義	名稱	手數料	額	期	納付時
一 一 三 百 九 十七	二級建 築士法第 十三条の規 定に基づく 木造建 築士試 験又は木 造建築士試 験を受 けよう	築士試 験又は木 造建 築士試 験又は木 造建築士試 験の実施	築士試 験又は木 造建 築士試 験又は木 造建築士試 験の実施	一千五百 円	受 験申 込みの とき	
一 一 三 百 九 十六	二級建 築士法第 十三条の規 定に基づく 木造建 築士試 験又は木 造建築士試 験を受 けよう	築士試 験又は木 造建 築士試 験又は木 造建築士試 験の実施	築士試 験又は木 造建 築士試 験又は木 造建築士試 験の実施	一万五 千	受 験申 込みの とき	
略						

別表第一（第二条関係）

事務	納付義	名稱	手數料	額	期	納付時
一 一 三 百 九 十七	二級建 築士法第 十三条の規 定に基づく 木造建 築士試 験又は木 造建築士試 験を受 けよう	築士試 験又は木 造建 築士試 験又は木 造建築士試 験の実施	築士試 験又は木 造建 築士試 験又は木 造建築士試 験の実施	一万三 千九百 円	受 験申 込みの とき	
一 一 三 百 九 十六	二級建 築士法第 十三条の規 定に基づく 木造建 築士試 験又は木 造建築士試 験を受 けよう	築士試 験又は木 造建 築士試 験又は木 造建築士試 験の実施	築士試 験又は木 造建 築士試 験又は木 造建築士試 験の実施	一万五 千	受 験申 込みの とき	
略						

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十三号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を
改正する条例

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和二十七年佐
賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

する。

別表第一第三百九十七号中「一万三千九百円」を「一万五千百円」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

参考資料

別表第一中
東松浦郡呼子町 呼子町立小川中学校
杵島郡北方町 北方町立北方小学校杉岳分校

を

業者が有していた供給計画の認定に基づく地位を承継することの承認をすること。
ホ法第十条の規定により、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
ハ法第十二条第一項の規定により、供給計画の認定を取り消すこと。
ト特定優良賃住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号。以下において「省令」という。）第一条第三号の規定により、継続的収入とすることが著しく不適当である場合における入居者及び同居者の所得金額を認定すること。

チ法第三条の供給計画の認定の基準に係る事務で、省令で定めるもの

二十八 略

二十八 略

「東松浦郡呼子町 呼子町立小川中学校」

に改める。

施設内において、「竹木」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

別表第二（第十三条関係） べき地学校及びその級別			別表第一（第十三条関係） べき地学校及びその級別		
級別	改 正 後	改 正 前	級別	改 正 後	改 正 前
一級	略	略	一級	略	略
所在 地	東松浦郡呼子町	呼子町立小川中	所在 地	東松浦郡呼子町	呼子町立小川中
学校等の名称	学校		学校等の名称	学校	
三級	略	略	三級	略	略
二級	略	略	二級	略	略

参考資料

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表		
参考資料		
改 正 後	（禁止行為）	（禁止行為）
改 正 前	（禁止行為）	（禁止行為）
第五十五条	何人も、次に掲げる行為をしてはならない。	何人も、港湾施設内において、次に掲げる行為をしてはならない。
二	一 港湾施設内において、竹木、土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次条第二号において同じ。）その他これらに類するものを投棄し、又は放置すること。	一 竹木、土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次条第二号において同じ。）その他これらに類するものを投棄し、又は放置すること。
三	国際船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の規定に基づき知事が設定した制限区域に、正当な理由なく立ち入ること。	国際船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の規定に基づき知事が設定した制限区域に、正当な理由なく立ち入ること。
四	前三号に掲げるもののほか、港湾施設を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為又は港湾施設の機能を妨げる行為をすること。	前三号に掲げるもののほか、港湾施設を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為又は港湾施設の機能を妨げる行為をすること。

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例
平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例
平成十六年十月四日

佐賀県港湾管理条例（昭和四十七年佐賀県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「港湾施設内において、」を削り、同条第一号中「竹木」を「港湾

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例
平成十六年十月四日